



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第69号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則	（産 業 振 興 課）	2
島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	（企 業 立 地 課）	3

公布された条例等のあらまし

◇島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第45号）

1 規則の概要

会議室等、映像音響編集用機器又はその他設備器具に係る使用料の納付時期を改めることとした。（第13条・別表第2関係）

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第46号）

1 規則の概要

(1) 企業の立地に対する助成等の対象となる業種についてソフト産業に物流センター、テレワークセンター、研修所等の人材育成施設及び知的財産活用事務所を加えることとした。（第2条関係）

(2) 企業の立地に対する助成等の対象となる業種について、ソフト産業のうちテレワークセンター、研修所等の人材育成施設及び知的財産活用事務所における立地規模の基準を、企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が5人以上であり、かつ、常用従業員のうち雇用期間の定めがある者で実質的に常時雇用される従業員に準ずると認められるもの以外のものの数が3人以上であることとした。（第3条関係）

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第45号

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号の表中

「

指 定 駐 車 場	使用開始の日の前日まで	納付した使用料全額
会 議 室 等	使用開始の日の前日から起算して7日前まで	納付した使用料の8割相当額
	使用開始の日の前日から起算して3日前まで	納付した使用料の5割相当額

」

を

「

指 定 駐 車 場	使用開始の日の前日まで	納付した使用料全額
-----------	-------------	-----------

」

に改める。

別表第2中「、条例第4条第1項の承認を受けたとき。」を「、条例第4条第1項の承認後15日以内」に、「20日」を「末日」に、

「

会議室等、映像音響編集用機器 又はその他設備器具	条例第4条第1項の承認を受けたとき。
-----------------------------	--------------------

」

を

「

編集室等（ミーティング室に限る。）、会議室又はその他設備器具（ダビング用機器を除く。）	使用を終了したときから15日以内
編集室等（ミーティング室を除く。）、映像音響編集用機器又はその他設備器具（ダビング用機器に限る。）	使用した月の翌月の15日まで

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）第4条第1項の承認を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第46号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「次号」の次に「及び第4号」を加え、同号中クをテとし、キの次に次のように加える。

- ク 広告代理業
- ケ ディ스플레이業
- コ 非破壊検査業
- サ デザイン業
- シ 経営コンサルタント業
- ス 機械設計業
- セ エンジニアリング業
- ソ 物流センター
- タ テレワークセンター
- チ 研修所等の人材育成施設
- ツ 知的財産活用事務所

第2条に次の1号を加える。

(4) 第2号タ、チ又はツに掲げる業種（知事が別に定める要件を満たすものに限る。）

第3条に次の1号を加える。

(5) 前条第4号に掲げる業種の場合 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が5人以上であり、かつ、常用従業員のうち雇用期間の定めがある者で実質的に常時雇用される従業員に準ずると認められるもの以外のものの数が3人以上であること。

第8条第2項第2号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請された島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。